

平成30年

第11回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 平成31年1月28日（月）

伊勢原市農業委員会

第 1 1 回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 3 1 年 1 月 2 8 日 (月) 午前 9 時 4 5 分～

2 開催場所 伊勢原市役所 2 階 2 C 会議室

3 委員在任定数 1 0 名

1 大木 克美	6 廣木 孝幸
2 越地 進	7 木村 勇
3 杉本 和彦	8 萩原 隆雄
4 横山 正博	9 鈴木 雅之
5 岸田 文雄	1 0 黒田 義夫

4 出席委員数 1 0 名

5 欠席委員数 0 名

6 署名委員 大木 克美
越地 進

7 議 長 黒田 義夫

8 事務局職員出席者

小瀬村 正宣 (事務局長)

青木 優

今井 亮輔

荒井 昌稔

村井 善治

9 傍聴者 0 名

審 議 内 容 (開会 午前 9 時 4 5 分)

[事務局長]

それでは、定刻になりましたので、第 1 1 回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。総会に入ります前に、お願いがございます。議案書の関係ですが、報告第 5 号の差し換えと、議案第 5 号を追加させていただきますとともに、昨年 1 2 月に皆さまに現地確認をしていただきました写真を資料として追加配布させていただきましたので、よろしくお願いたします。

また、本日の会議の傍聴を希望される方はおりませんので、報告させていただきます。在任定数 1 0 名、欠席委員は、おりませんでした。出席委員 1 0 名で、定足数に達しておりますので、第 1 1 回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。それでは、よろしくお願いたします。

[議 長] ただ今から、第11回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、1番 大木 克美委員と2番 越地 進委員の両名をお願いいたします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告5件、議案4件、追加議案1件の計10件となっております。まず、報告より入ります。

[議 長] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が1件ありました。

この届け出は、相続が発生したときに、登記簿謄本の地目、または課税上の現況地目のいずれかが農地であれば、届出の対象となります。

報告第1号の1です。相続日は、平成29年10月7日。東京都世田谷区にお住まいの方が、石田字桐木の農地1筆、面積10㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、平成30年12月18日です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続により所有権を取得した旨の届出があったということでございます。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

[議 長] 特に、ございませんか。報告事項でございますので、次に移らせていただきます。

[議 長] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第2号は、市街化区域の農地を、土地所有者が農地以外のものにする届出になります。

今回は、合計で2件、2筆、面積616㎡の届出がございました。地区は、伊勢原地区で1件、1筆、面積604㎡、成瀬地区で1件、1筆、面積12㎡です。転用目的は、商業サービスが1件、集合住宅が1件となります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、市街化区域内の農地の転用ということで、2件、届出があったということでございます。何かご質問がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、よろしいですか。それでは、次に移ります。

[議 長] 報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第3号は、市街化区域の農地を、土地の権利移動を伴って農地以外のものにする届出になります。

今回は、合計で4件、4筆、面積866㎡の届出がございました。地区は、伊勢原地区で1件、1筆、面積159㎡、成瀬地区で3件、3筆、面積707㎡です。権利の種類は、所有権の移転が3件、使用貸借権の設定が1件となります。転用目的は、一般個人住宅が2件、公共施設が1件、資材置場が1件です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、市街化区域内の所有権移転に伴う転用が4件あったという内容でございます。何かご質問がございましたら、お願いします。

[議 長] よろしいですか。それでは、次に移ります。

[議 長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。伊勢原地区で1件、大田地区で3件の申請がありました。

はじめに、報告第4号の1、申請人は東大竹にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、1月7日。対象農地の明細は、6～7項です。東大竹字粕上原に7筆、面積は652㎡です。1月9日に事務局で現地調査を行い、プラムと柿が栽培されており、全筆適正に耕耘管理されていることを確認し、1月11日付けで専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第3号の2、申請人は厚木市にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、平成30年12月12日。対象農地の明細は、8項です。高森字赤坂に2筆、下谷字大長に5筆、沼目字配合に1筆、合計で8筆、面積は6,612㎡です。12月14日に事務局で現地調査を行い、全筆適正に耕耘管理されていることを確認し、12月17日付けで専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第3号の3、申請人は沼目3丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、平成30年12月17日。対象農地の明細は、9項です。沼目3丁目に2筆、面積は1,182㎡です。12月18日に事務局で現地調査を行い、全筆適正に耕耘管理されていることを確認し、12月20日付けで専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第3号の4、申請人は上平間にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は平成30年12月18日。対象農地の明細は、10～12項です。下谷字堤に1筆、上平間字俵本前に16筆、上平間字木之下に3筆、下平間字谷原下に1筆、沼目字配合に1筆、合計22筆、面積は9,738㎡です。12月18日に事務局で現地調査を行い、全筆適正に耕耘管理されていることを確認し、12月18日付けで専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。相続税の納税猶予を受けている方から、引き続き農業経営を行っている旨の証明願を専決処分したという報告でございます。その届出が、4件あったということでございます。何かご質問がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。それでは、次に進ませていただきます。

[議 長] 報告第5号、農業用施設への農地転用届出書についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 先ほど、差し換えをお願いいたしました報告第5号になります。農業用施設への農地転用届出書について、図面番号は1番です。合わせて公図もご覧下さい。農地法施行規則では、「農耕の事業を行う者が、その農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全もしくは利用の増進のため、又はその農地（2アール未満のものに限る）をその者の農作物の育成もしくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合」に農業用施設への農地転用届出が必要となります。

本件につきましては、昨年12月に委員の皆さまに現地を御確認いただきました案件でございます。是正指導を受け、1月に入り、鶏舎の屋根を撤去して、農業用施設の届出がございました。面積は、123.62㎡でございます。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。農業用施設への農地転用届出ということでございます。何かご質問がございましたら、お願いします。

[委 員] 3条の関係もありますが、届出人が変更になりましたが、相続か何かで変わっちゃったのですか。

[事 務 局] そのとおりです。届出人に相続が発生いたしまして、3条の3の届出が申請の締切りに間に合いませんでしたので、そちらにつきましては来月の総会で報告をさせていただきます。

[委 員] 面積についてですが、添付で求積図がありますが、土地の面積なのですか、建物の面積なのですか。

[事 務 局] 鶏舎として平飼いしていられて、その部分も含めてです。

[委 員] 今回、平面図や立面図等が添付されていませんが。本来、設置する前に届出されるものですね。図面等が無い中で、現地を確認してくださいと言われても、どういうものか、判らない中での確認はできないですね。できあがったものを確認してくださいということなら確認できるでしょうけども、本来は、事後での話ではないですね。

[事 務 局] 本来であれば、図面を添付いただき、設置する前に届出をしていただくものでございます。ですが、自分で単管パイプを支柱として建てて金網を取り付けたもので、平面図や立面図を作るのは厳しいかと思っておりますので、皆さんに12月に御確認をいただきましたことで、お願いさせていただければと思います。

[議 長] 他に、何かございますか。

[議 長] ないようですので、次に移ります。議案に移ります。

[議 長] 議案第1号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第1号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。この確認は、相続税の納税猶予の20年経過の出口調査で、税務署の依頼により農業委員会が調査し税務署に提出するものです。今回の案件は、比々多地区の2件で、いずれも平塚税務署からの依頼です。

はじめに、比々多地区の1件は、議案第1号の1、整理簿番号H10A040。特例農地明細は、議案書の15頁です。対象者は、市内串橋にお住まいの方で、串橋字前田の3筆、合計面積1,960㎡を特例農地としております。1月10日に事務局と地区農業委員さん合同で現地調査を行い、時期的に作付けはされておりましたが、稲刈り後の株が確認でき良好な管理の水田であり適正に耕耘管理がされていることを確認しております。なお、この農地は、利用権設定の使用貸借の農地となっております。設定期間は、平成30年5月1日から平成40年4月30日。相続開始日は、平成10年10月15日です。

次に、比々多地区の2件目は、議案第1号の2、整理簿番号H10A041。特例農地明細は、議案書の16頁です。対象者は、市内串橋にお住まいの方で、串橋字前田の3筆、合計面積1,945.41㎡を特例農地としております。1月10日に事務局と地区農業委員さん合同で現地調査を行い、時期的に作付けはされておりましたが、稲刈り後の株が確認でき、良好な管理の水田であり、適正に耕耘管理がされていることを確認してお

ります。なお、この農地は、利用権設定の使用貸借の農地となっております。設定期間は、平成30年5月1日から平成40年4月30日。相続開始日は、平成10年10月15日です。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いします。

[地区担当委員] 1月10日に事務局とともに現地の確認をさせていただきました。資料のとおり、また事務局の説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

[議長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議長] 議案第1号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[議長] 特に、ございませんか。

[議長] 特にないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第1号の1については、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【「挙手全員」】

[議長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり認める」こととします。次に移ります。

[議長] 議案第1号の2について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議長] 特に、ございませんか。

[議長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第1号の2については、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【「挙手全員」】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり認める」こととします。次に移ります。

[議長] 議案第2号、生産緑地地区の取得のあっせんについてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第2号、生産緑地地区の取得のあっせんについて 図面番号は2番です。併せて公図をご覧ください。対象の生産緑地は、東大竹字粕上原の1筆、面積は502㎡です。買取申出者は、市内東大竹の方で、昨年11月27日開催の第9回総会で承認し、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明」を発行しております。この方から、市に生産緑地の買取り申出請求があり、生産緑地法第13条により、市長から土地取得のあっせんの依頼がありましたので、各農業委員さんにおかれましては、地元で当該土地取得希望者がいらっしゃる場合は、平成31年2月15日までに、農業委員会事務局へ御連絡をお願いします。連絡がない場合は、土地取得希望者が無いものとして、市長に報告をさせていただきます。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第2号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第2号の1については、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり認める」こととします。次に移ります。

[議 長] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について、農業委員会の意見を求めます。申請は、伊勢原地区で2件、大田地区で1件、計3件の申請がありました。

はじめに、議案第3号の1、図面番号は3番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、田中字天神前の3筆、面積1,469㎡を店舗と駐車場にするため転用するものです。譲渡人は、市内田中と伊勢原4丁目にお住いの2名の方です。譲受人は、厚木市に本社置き、主に不動産業を営む会社で、市内や近隣市で多くのコンビニエンスストア等を経営しています。今回、事業の拡大を図るため、申請地に日用雑貨販売店舗と飲食店舗及び来客用駐車場を建設するため、転用申請をするものです。権利関係は、賃貸借権の設定です。申請地の立地基準は、市街化区域と連続した農地として「第3種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、敷地内は全面アスファルト舗装で施工し、北側水路境には、高さ1.5mのコンクリート擁壁を新設して土留めをします。雨水は、敷地内の地下に設置する雨水貯留施設に集め、オーバーフロー分を隣接水路に接続して放流します。また、汚水についても合併浄化槽から処理水を隣接水路に接続します。計画としては周辺農地への影響もなく、資金計画も適切であると判断されます。なお、都市計画法及びまちづくり推進条例は協議中ですが、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。

次に、議案第3号の2、図面番号は4番です。併せて、公図、土地利用計画図等をご覧ください。申請地は、東大竹字入部の5筆、面積3,581㎡を駐車場とするための転用です。申請人は、秦野市内にある不動産業を中心にスイミングクラブ等を運営する法人です。申請理由は、申請地から至近のところにあるサッカーの練習用グラウンドやスイミングクラブ等を運営しており、道路拡幅による駐車台数の減少や駐車場の不足から慢性的な飽和状態が続いており、路上駐車等により近隣住民や近隣商業施設等に悪影響をおよぼしており、早急な対策が求められていたとのことです。これらの施設を利用する会員についてですが、スイミングクラブが1,290名、うち子どもが1,030名。サッカークラブは200名で、全員が子ども。フットサルの50名も、全員が子ども。体操クラブの60名も、全員子ども。合計で1,600名となります。1日の平均車両台数は、会員が120台、施設関係者が19台、合計139台となるとのことです。既存駐車場が道路の拡幅により11台分が減少し、本来50台あった駐車場が39台に減少してしまっただけです。既存駐車場の2カ所の面積はそれぞれ、スイミングの建物に隣接する方が632㎡、都市計画道路を挟んだ反対側の方が1,090㎡、合計で1,721㎡です。新設する面積の大きい方の駐車場に66台、内訳としてスイミング関係者が25台、サッカー関係者が27台、フットサル関係者が7台、体操クラブ関係者が7台という予定をしています。もう一方の面積の小さい駐車場は23台で、関係者の車両をここに集める予定

です。既存の駐車場も会員の駐車場として、39台が停められることとなります。全ての台数で128台となりますが、これでも100%の駐車需要を満たすことができないそうですが、近隣住民等の苦情についてはかなり改善されるのではないかとのことです。申請地の立地基準ですが、大きい方の駐車場は、西側に接する県道に上下水道が通っており、500メートル以内に小学校・中学校があることから「第3種農地」と判断されます。小さい方の駐車場は、矢羽根排水路や住宅地等により農地の広がりには10ヘクタール未満のため「その他2種」と判断されます。申請人からは、施設に近接していることから、この場所ほど立地的条件にも恵まれた土地は外にはないということとして、申請地の土地所有者の方も高齢化に伴って農地の維持管理に苦慮している状況だったそうで、相談したところ、売買しても良いとの話をいただき、転用申請に至ったとのことです。一般基準及び個別基準についてですが、駐車場への出入口部分はコンクリート舗装をし、車の駐車スペースは採石で転圧処理を、車の通路部分は浸透式の砂利敷きを施します。農地と接する部分についてはL字型の鉄筋コンクリート製擁壁を設け土砂の流出を防ぎ、敷地周囲には高さ90cmの鉄製の転落防止柵と法面の一番外側の周囲には240ミリのU字溝を敷設し、土砂・雨水の流出を防ぎます。雨水は敷地内自然浸透処理をし、U字溝からの雨水と雨水浸透貯留区域のオーバーフロー分を集水桝に流し処理し矢羽根排水路に放流します。なお、大きい方の駐車場の36番～42番は軽自動車専用とするとのことです。計画としては周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。転用面積が3,000㎡を超えるため、農業委員会の議決を得ましたら、県の常設審議委員会へ意見を求め、市と県の意見回答を得て、県農地課へ意見書を提出します。現在、市まちづくり推進条例は協議中ですが、転用計画に変更が生じることはありません。

次に、議案第3号の3ですが、申請人の資金計画が変更になったために取下げとなりました。議案書の方に斜線をお願いします。以上です。

[議長] 議案第3号の3については、取下げとなったそうでございます。

[議長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたらお願いします。はじめに、議案第3号の1について、「田中地区」お願いいたします。

[地区担当委員] 1月26日に4名で確認をいたしました。周りも商業施設ということで、特に問題ないと思います。よろしく御審議をお願いします。

[議長] 次に、議案第3号の2について、「東大竹地区」お願いいたします。

[地区担当委員] 事務局の説明のとおりで、特に周りへの影響はないと思いますので、このまま認めても良いと思います。

[議長] 議案第3号の3については、取下げとなっております。

[議長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議長] 議案第3号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[議長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議長] ないようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第3号の1については、

「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第3号の2について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第3号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第4号の説明をいたします。農地の賃貸借等につきましては、利用権の設定期間が終了すれば、自動的に権利が消失して、民法上の小作の権利が生じない農業経営基盤強化促進法による利用権の設定が、現在は殆どです。利用権の設定は、農業経営基盤を強化するための農地の利用集積ですので、利用権を設定できる方は、農地法第3条の「下限面積」要件はありません。10アール以上を営農する経営農家や新規就農認定を受けた方、また解除条件付き利用権で行う株式会社やNPO法人などの法定法人が対象となります。

今回、新規の届出は、5件ありました。内容といたしましては、高部屋地区で1件、2筆、面積は1,957㎡。成瀬地区で1件、面積1,110㎡。大田地区で3件、10筆、6,037.22㎡です。権利の種類は、使用貸借が3件、賃貸借が2件です。今回、番号の1番の「利用権の設定を受ける者」に「株式会社 がいあプロジェクト」というのが記載されておりますが、この法人は新規に参入する法人です。法人が農地を借りる場合には、3つの要件が必要となっております。一つは、貸借契約に解除条件が付されていること。解除条件の内容は農地を適切に利用しない場合には、契約を解除するということです。二つ目は、地域における適切な役割分担のもとに農業をおこなうこと。内容としましては、集落への話し合いへの参加や農道や水路の維持活動への参画などがあります。三つめは、業務執行役員又は重要な使用人が一人以上農業に常時従事すること。この場合の「常時従事」とは、原則として年間150日以上従事というふうに定められています。内容としましては、農作業に限られず、マーケティング等経営や企画に関するものであっても可能、というように規定されております。今回の新規就農にあたってのこの法人の貸借契約も、これらの規定に基づいて行われるものです。この「株式会社 がいあプロジェクト」につきましては、現在、市内日向に本社があり、また販売店が東京のお茶の水に1店、代々木上原に2店を保有しております。事業内容としましては、有機野菜、果物、天然酵母パン、伝統食品、ハーブ製品等を販売し、また卸売業としても自然食品店や自然食レストラン、アロマショップ等への卸売り等をしております。このたびの借

り入れ農地では、銀杏と栗を栽培予定とのことで、収穫後の販路としては主に伊勢原市内の料亭等に卸していく予定とのことです。番号3番で大田地区で農地を賃貸借で借り受ける法人で「タイヨー産業株式会社」という法人がでています。この法人は平成28年から市内に農業参入している法人で、既にこの利用権の設定でも何回か名前が出てきております。業務内容の中に、農業があります。米作を中心に行っている法人です。今回は2件とも相続で農地を取得された方が、自分では耕作ができないため、この法人に貸し付けたいとのことです。番号4番の株式会社旬活工房は、主に大田地区を中心に米作で経営をしている法人で、農地所有適格法人、以前の呼び名で言いますと農業生産法人で、その要件を満たす法人です。現在、全て借り入れしている農地で経営をしています。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[委員] 全体の話なんですけど、承認して貸付けするのは良いのですけれども、その後の進行管理をどのように確認するのかを教えてください。

[事務局] 法人につきましては、毎年、報告所をあげていただくことになっておりまして、その報告書の内容としては、経営状況や作付状況等があって、それで確認をしています。

[委員] それで、適正に管理等されていない場合については、どのような措置をされるのか。

[事務局] 今、伊勢原市内に法人がですね、今、全部で11社入っておりますが、今までの前例として、そういうことはないのですが、もし管理上問題がある場合は、先ほど御説明いたしましたように、解除条件付ということでやっておりますので、それに従いまして、この契約の方を解除してですね、現状に復元して返すという形になります。

[委員] 個人も同じですか。

[事務局] 個人も同じです。解除条件付です。

[議長] よろしいですか。他に、ございませんですか。

[委員] 4号の関係なんですけれども。地目の関係で、小さい面積ですが、現況が公衆用道路という記載になっていますよね。これを機会に転用しちゃうとか、別件かもしれませんが。

[事務局] ここはですね、現況地目あるいは登記簿地目、どちらかが農地の場合、農地法あるいは基盤強化法の手続きをするということになっておりますので、この中に含めてあるわけですが、現況は小田原厚木道路から少し入ったところでして、どうしても、ここを歩かないと田んぼに行けないということで、耕作上、歩いているということなので現況は道路となっております。公衆用道路という名前になっておりますが、現実的には所有者が個人的に使われているものでございます。

[委員] 確認したかったのは、こういう手続きをとっておいて、例えば売買の時とかに非農地証明とか、いろんな問題が出てくると思うんですよね。やむを得ない状況で、現況が公衆用道路として使われちゃっていると思うんですけれど。予防線も含めて、こういう機会に改めて処理をしちゃうということが必要なのかなって。判明した時点で、やっとな方が良いのかなって。特に問題がないなら、結構です。

[委員] 今回の関係なんですけれども、ここだけじゃないんですけれども、道路が昔の道路で狭くて、例えば角の所とかありますよね、そこを市の農道にするとか市の道路にするとかという時に、話し合いで農地を出すわけですよね。要は手続きの仕方なんですけど、その時に、例えば、そこが道路になった時に登記を変えなくてはいけないんだよ、ということを一言、言っていただくとスムーズかなと思いますので。例えば、用水とかね、そういうところにも関係してきたりとか、いろいろあるんですけれども。昔の関係でもありますので、手続き上ね、やっぱり登記が変わる、現況が変わったら登記も変えるんだよということを一言、言っていただくと、そうしなければいけないんだというようになりますので、できたら言っていただけたらなと。余計なことかもしれませんが、ここだけではありません、たくさんありますので。

[議長] 他に、ございますか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議長] ないようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第4号の1から5については、「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議長] 挙手全員。よって、本案は、「出願のとおり承認する」とことといたします。次に移ります。

[議長] 続きまして、追加議案の審議に入ります。議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について（農委権限）。本日、お配りいたしました追加議案となります。議案第5号の1番です。図面番号は6番です。合わせて公図をご覧ください。本案件につきましては、昨年6月の第4回総会及び11月の第9回総会にお諮りさせていただき、継続審議となっておりました案件でございます。懸案となっておりました農業用施設の届出も出され是正されましたので、御審議をお願いいたします。申請地は、高森字赤坂の1筆、1,498㎡です。よろしく願いいたします。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議長] 議案第5号について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議長] よろしいですか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議長] ないようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第5号については、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議長] 挙手全員。よって、本案については、「原案のとおり許可とする」とことといたします。

[議長] 以上をもちまして、第11回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

[事務局長] ありがとうございました。次回の総会は、2月27日、水曜日です。今回と同じように、はじめに全員協議会を開催し、その後に総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。お疲れさまでした。

【10時40分 終了】